

総務文教常任委員会会議記録

(条例審査)

1. 開催日	平成30年2月28日(水)
2. 場所	401・402会議室
3. 出席議員	栗山泰三委員長、隅田雅春副委員長、河南克典委員、木戸貞一委員、安井博幸委員、奥土居帥心委員
4. 会議に付した事件	議案第 1号 篠山市自家用有償旅客運送条例 議案第 2号 篠山市地域ラボの設置及び管理に関する条例
5. 議事の経過	<p>15:00 開会</p> <p>栗山委員長 開議宣告</p> <p>■政策部</p> <p>日程第1 議案第1号 篠山市自家用有償旅客運送条例</p> <p>【主な説明】</p> <p>議案書及び議案説明資料に基づき説明</p> <p>【主な質疑】</p> <p>木戸委員 平成30年4月から西紀北、西紀中、後川、大芋の4地区で有償運送に取り組むとのことであるが、この4地区の他にも検討している地域はあるのか。</p> <p>政策部 今回有償運送を実施される4地区のほか2地区で有償運送あるいは乗合タクシーについて提案を行った。村雲、福住地区については継続して検討されている。また、他の地域でも検討したいとの意向もあり、今後、増える可能性はあると考える。</p> <p>木戸委員 第4条運行の変更等について、「市長は、天災その他やむを得ない事由により運行上支障があると認めるときは、運行の区間若しくは運行の回数を一時変更し、又は運行を一時中止することができる。」と規定しているが、それを決定するのは誰か。</p> <p>政策部 実施主体が篠山市であるため、「市長が」と規定しているが、運行委</p>

	託することから、実際は運用の中で受託者が決定することになる。また、そのような決定がなされれば、市へ報告いただくことになる。
奥土居委員	万が一、車が事故を起こし、走行できなくなった場合は、運休するしかないのか。
政策部	市が車両をリースし、地域に貸すことになるので、代車を準備するか、間に合わない場合は市の公用車を使うことも含めて検討し、利用者に迷惑がかからないようにしたいと考える。
隅田副委員長	民間の福祉タクシーとはどのような協議をし、その結果、すみ分けができるのか。また、収益はどのように扱うのか。
政策部	福祉タクシーは利用者が障がい者等に限定されている。今回の有償運送は福祉輸送ではないため、利用対象者が異なる。また、運賃は市の歳入として受けることになる。
安井委員	複数で乗り合いでないと駄目なのか。一人でも利用できるのか。
政策部	公共交通の替わりになるものなので、基本的には乗合で調整してもらうことになる。陸運局からも安いタクシーにならないように、との指導を受けており、一人で利用できるものではないと地域にも説明している。
安井委員	利用に際して、予約等は必要なのか。
政策部	大芋と後川地区では、前日までに事務員に電話予約をしてもらう。西紀北と西紀中地区については、定時で運行するため予約の必要はない。
安井委員	西紀北、西紀中地区では、バス停での乗降になるのか。
政策部	西紀北と西紀中地区では停留所で乗降いただく。西紀北については今のコミバスのルートと一部新しいルートを走ることになる。
安井委員	西紀北地区の新しいルート上には、バス停を新設するのか。
政策部	コミバスで廃止するルートもあるので、その標柱を転用できないか神姫グリーンバスと調整している。
隅田副委員長	第5条使用料について、1回あたりの使用料が、基本200円、長距離の場合は500円とのことであるが、その長距離となるのはどのような場合か。
政策部	基本的に実施地域内で運行いただくことになるが、地域外に出る必要がある場合もある。そうしたことから、バスに乗り換え可能な地点までを200円、その先を500円と設定している。
隅田副委員長	具体的にどのような場合か。
政策部	例えば大芋地区では、ハートピアから東は200円、ハートピアか

<p>奥土居委員 政策部</p>	<p>らはコミバスがあるので、そこから先は500円としている。 ドアツードアはできるのか。 実施する地区内で設定できるので、ドアツードアは可能であると考ええる。しかしながら、市内どこへでも行けるわけではない。地区外を運行する場合は路線と地点を決めて運行する。</p>
<p>奥土居委員 政策部</p>	<p>バス停まで行けない、との声をよく聞くがどうか。 地域の運行組織の考えにもよるが、大芋と後川地区では利用者の家まで迎えに行く。西紀北と西紀中地区は、ドライバーの負担も考え、決まった停留所で乗り降りすることとされている。</p>
<p>奥土居委員 政策部</p>	<p>この事業は地元の負担にならないか。 大芋と西紀中地区では以前からボランティア移送をされていたことから、下地がある。西紀北地区はコミバス程度の運行、後川地区については週3回の運行と負担のない範囲でまずは実施していこうと判断されている。</p>
<p>安井委員 政策部</p>	<p>例えば、乗合で病院に行くと、行きはよいが診療時間によって帰りの時間が異なる場合があると考えられる、そのような場合の対応はどのようなになるのか。 有償運送はタクシーではなく、路線バスやコミバスに替わるものであることから、一定の時間制限は必要であると考ええる。西紀中、西紀北地区での時間設定をしてみずは実施したいと考えられている。大芋、後川地区については、バス会社等との兼ね合いもあり、地域外に出るときはポイントを決めて運行いただくことになる。大芋、後川地区では利用にあたって、前日予約が必要であるが、デマンド型であるため、帰りの時間についてはある程度調整できるのではないかと考えている。また、後川地区では利用があるのか不安もあるとの意向もあり、様子を見ながら運行していくことになる。</p>
<p>奥土居委員 政策部</p>	<p>有償運送に取り組む地区へはタクシー券は配布しないという考えか。 市内すべての75歳以上に配布する予定である。</p>
<p>奥土居委員 政策部</p>	<p>タクシー券の配布について、所得制限は設けるのか。 現在のところは設けていないが、ご意見も踏まえ、精査していく必要もあると考える。しかしながら、作業自体が煩雑になるとも考えることから、今回は年齢や免許返納の有無などを要件として、予算提案している。</p>
<p>奥土居委員</p>	<p>高所得者や免許未返納者にはタクシーチケットの受け取りを遠慮願</p>

政策部	うような広報はできないか。検討できるのであれば、検討してほしい。 実際の事務は保健福祉部で担当することになるので、ご意見も含めて調整したいと考える。
奥土居委員	今の内容の助成額では本当に困っている人には足りないと聞く。本当に必要とする方に行き渡るよう検討してほしい。
安井委員	年齢制限75歳はハードルとして低すぎると感じる。80歳以上などと年齢を上げて、補助率を上げるほうが、本当に必要とされている方には効果的であると考えているがどうか。
政策部	年齢制限を75歳としているのは、後期高齢者という定義を基準としている。例えば、80歳以上に年齢制限を上げてその明確な根拠が見当たらない。高齢者の中には近くまでは運転できても5kmや10kmなどの長距離は運転できない、という方をおられる。実際のところの利用率はやってみないとわからない。また、配布は申請主義としており、すべての対象者に配るわけではない。
木戸委員	地域から有償運送を数年は続けられるが、将来的にドライバーの高齢化などの不安があると聞いている。地域でがんばっていただいているうちに、市として何か支援ができないかなど、将来を見据え検討してほしい。

日程第2 議案第2号 篠山市地域ラボの設置及び管理に関する条例

【主な説明】

議案書及び議案説明資料に基づき説明

【主な質疑】

安井委員	第6条使用料について、施設によって面積が異なるが、一律月額2万円となるのか。
政策部	地域ラボには住居スペースと事務所スペースを設けることになる。市営住宅のように住居を提供するのではなく、起業後の結果を市や地域へ還元し、貢献いただきたいとの趣旨があり、使用料月額2万円については、概ね光熱水費の負担を求めるものである。
安井委員	インターネット通信費も含むのか。
政策部	含まれる。
木戸委員	使用期間の制限はあるのか。また、第9条原状回復の義務について、

政策部	<p>リノベーションをした場合を想定しているのか。</p> <p>使用期間は概ね3年としている。あくまで起業したての助走期間の支援であり、イノベーションラボで学ばれた新しい方に次々入れ替わってほしいと考える。</p> <p>原状回復については、この場所で事業をする人もあると思うので、多少のリノベーションをする場合を想定している。</p>
奥土居委員 政策部	<p>第1条中、「地域課題解決のための起業」について、説明願う。</p> <p>地域おこし協力隊の活動を例にすると、寺子屋事業や就農など、幅広く想定している。</p>
奥土居委員 政策部	<p>地域ラボは小さな拠点づくりとは違うのか。</p> <p>国土交通省のイメージしているものとは多少異なり、篠山市の現状にあった形になるろうが、総合戦略でもそのように計画しており、将来的にそうなればよいと考えている。例えば日置地区では、まち協が黒豆納豆の販売をする会社を立ち上げ、地域ラボの利用を検討されている。</p>
奥土居委員 安井委員 政策部	<p>日置地区をモデルに各地域で取り組んでもらえればよいと思う。</p> <p>1か所のラボに複数の利用希望者がいるときはどうするのか。</p> <p>市のほうで調整する。</p>
安井委員 政策部	<p>敷金や礼金は発生するのか。また、利用者と契約書を交わすのか。</p> <p>使用許可となるため、敷金や礼金は発生しない。また契約書も交わさない。</p>
奥土居委員 政策部	<p>大芋地区の地域ラボには人が住むと認識しているがどうか。</p> <p>3か所とも住んでいただくことを想定しているが、現段階で決定ではない。</p>

■表決

議案第1号 篠山市自家用有償旅客運送条例
— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第2号 篠山市地域ラボの設置及び管理に関する条例
— 討論なし、全員賛成で可決 —

栗山委員長 この結果を含め、各委員との質疑、答弁の内容について、審査報告を行いたい。報告については、委員長に一任いただきたい。

また、本日の会議の記録については、事務局に調整させ、委員長、副委員長において内容確認を行いたい。

— 異議なし —

隅田副委員長 挨拶

17:15 散会